

○高知縣市町村総合事務組合退職手当条例

〔平成 17 年 2 月 1 日〕
〔 条 例 第 2 1 号 〕

改正 平成 17 年 8 月 9 日条例第 36 号
平成 18 年 3 月 7 日条例第 1 号
平成 18 年 4 月 1 日条例第 8 号
平成 19 年 2 月 1 日条例第 4 号
平成 19 年 8 月 13 日条例第 12 号
平成 20 年 2 月 5 日条例第 2 号
平成 21 年 6 月 3 日条例第 11 号
平成 22 年 2 月 25 日条例第 1 号
平成 22 年 4 月 12 日条例第 5 号
平成 24 年 2 月 24 日条例第 3 号
平成 25 年 2 月 28 日条例第 1 号
平成 27 年 2 月 26 日条例第 1 号
平成 29 年 3 月 31 日条例第 3 号
平成 29 年 8 月 22 日条例第 10 号
平成 30 年 2 月 23 日条例第 3 号

(目的)

第 1 条 この条例は、高知縣市町村総合事務組規約（平成 17 年高知県指令 16 高市振第 1983 号）第 3 条第 1 項第 1 号に掲げる事務を共同処理する団体（以下「構成団体」という。）の職員の退職手当に関する事項を定めることを目的とする。

(退職手当の支給)

第 2 条 この条例の規定による退職手当は、前条に規定する職員（地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 28 条の 4 第 1 項、第 28 条の 5 第 1 項又は第 28 条の 6 第 1 項若しくは第 2 項の規定により採用された者を除く。以下「職員」という。）が退職した場合に、その者（死亡による退職の場合には、その遺族）に支給する。

2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 18 日以上ある月が引き続いて 6 月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第 4 条中 11 年以上勤続した者の退職に係る部分並びに 20 年以上 25 年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第 5 条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに 25 年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

(遺族の範囲及び順位)

第2条の2 この条例において、「遺族」とは、次に掲げる者をいう。

- (1) 配偶者（届出をしていないが、職員の死亡当時事実上婚姻関係と同様の事情にあった者を含む。）
- (2) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していたもの
- (3) 前号に掲げる者のほか、職員の死亡当時主としてその収入によって生計を維持していた親族
- (4) 子、父母、孫、祖父母及び兄弟姉妹で第2号の規定に該当しないもの

2 この条例の規定による退職手当を受けるべき遺族の順位は、前項各号の順位により、同項第2号及び第4号に掲げる者のうちにあつては、当該各号に掲げる順位による。この場合において、父母については、養父母を先にし実父母を後にし、祖父母については、養父母の父母を先にし実父母の父母を後にし、父母の養父母を先にし父母の実父母を後にする。

3 この条例の規定による退職手当の支給を受けるべき遺族に同順位の方が2人以上ある場合には、その人数によって当該退職手当を等分して当該各遺族に支給する。

4 次に掲げる者は、この条例の規定による退職手当の支給を受けることができる遺族としない。

- (1) 職員を故意に死亡させた者
- (2) 職員の死亡前に、当該職員の死亡によってこの条例の規定による退職手当の支給を受けることができる先順位又は同順位の遺族となるべき者を故意に死亡させた者
(退職手当の支払い)

第2条の3 次条及び第6条の5までの規定による退職手当（以下「一般の退職手当」という。）並びに第9条の規定による退職手当は、職員が退職した日から起算して1月以内に支払わなければならない。ただし、死亡により退職した者に対する退職手当の支給を、受けるべき者を確知することができない場合その他特別の事情がある場合は、この限りでない。

(一般の退職手当)

第2条の4 構成団体の長、副市町村長、収入役、教育長及び公営企業の管理者（以下「特別職等」という。）の退職手当の額は、第3条の2の規定により計算した額とする。

2 前項に規定する者以外の者に対する退職手当の額は、次条、第4条から第5条の3まで及び第6条から第6条の3までの規定により計算した退職手当の基本額に、第6条の4の規定により計算した退職手当の調整額を加えて得た額とする。

(退職手当計算の基礎となる給料月額)

第2条の5 次条、第4条から第5条の3まで及び第6条から第6条の3までの退職手当の基本額の計算の基礎となる給料月額は、退職又は死亡の日におけるその者の給料（これに相当する給与を含む。以下同じ。）の月額（給料を日額で定められている者については、給料の日額の21日分に相当する額とし、職員が休職、停職、減給その他の事由によりその給料の一部又は全部を支給されない場合においては、これらの事由がないと仮定した場合におけるその者の受けるべき給料の月額）をいう。ただし、地方公務員法第25条第3項第1号に規定する給料表の適用を受けない職員が退職又は死亡前1年以内に給料の額が増額されている場合において、当該職員が退職又は死亡前1年以上の期間在職しているときは当該職員が退職

又は死亡前1年間の給料の総額の12分の1に相当する額とし、実在職期間が1年未満であるときは、その職員となったときに受けた給料の月額を、その前に受けていたものとみなす。

2 前項の規定は、第3条の2に定める給料月額において準用する。

(自己の都合による退職等の場合の退職手当の基本額)

第3条 次条、第4条又は第5条の規定に該当する場合を除くほか、退職した者に対する退職手当の基本額は、給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1年以上10年以下の期間については、1年につき100分の100
- (2) 11年以上15年以下の期間については、1年につき100分の110
- (3) 16年以上20年以下の期間については、1年につき100分の160
- (4) 21年以上25年以下の期間については、1年につき100分の200
- (5) 26年以上30年以下の期間については、1年につき100分の160
- (6) 31年以上の期間については、1年につき100分の120

2 前項に規定する者のうち、傷病（地方公務員等共済組合法（昭和37年法律第152号）第84条第2項に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病とする。以下同じ。）又は死亡によらず、その者の都合により退職した者（第12条第1項各号に掲げる者を含む。）に対する退職手当の基本額は、その者が次の各号に掲げる者に該当するときは、前項の規定にかかわらず、同項の規定により計算した額に当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 勤続期間1年以上10年以下の者 100分の60
- (2) 勤続期間11年以上15年以下の者 100分の80
- (3) 勤続期間16年以上19年以下の者 100分の90

第3条の2 特別職等の退職手当の額は、次条、第4条から第5条の2まで及び第6条から第6条の3までの規定にかかわらず、給料月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額とする。

- (1) 市町村長については、その在職1年につき100分の500
- (2) 副市町村長及び高知縣市町村総合事務組合格約（平成17年高知県指令16高市振第1983号）第9条第2項に定める管理者が組合の議会の同意を得て選任する副管理者については、その在職1年につき100分の300
- (3) 教育長については、その在職1年につき100分の250
- (4) 公営企業の管理者については、その在職1年につき100分の250

2 構成団体の特別職等が公務による傷病又は死亡により退職したときは、前項の規定により計算した額の100分の50を加えた額とする。

3 第1項の規定にかかわらず、市町村の合併の特例に関する法律（昭和40年法律第6号）第2条第1項の市町村の合併により失職した特別職等の退職手当の額は、第2条の5の規定による給料月額に次の各号に掲げる割合を乗じて得た額又は第1項の規定により計算された額のいずれか多い額とする。

- (1) 市町村長については、その在職1月につき100分の41.6
- (2) 副市町村長については、その在職1月につき100分の25
- (3) 教育長については、その在職1月につき100分の20.8
- (4) 公営企業の管理者については、その在職1月につき100分の20.8

(11 年以上 25 年未満勤続後の定年退職等の場合の退職手当の基本額)

第 4 条 11 年以上 25 年未満の期間勤続して退職した者（地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した者（同法第 28 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者であって任命権者が構成団体の長の承認を得たものに限る。）又は 25 年未満の期間勤続し、勤務公署（これに準ずるものを含む。以下同じ。）の移転により退職した者に対する退職手当の基本額は、退職の日におけるその者の給料月額（以下「退職日給料月額」という。）に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 125
- (2) 11 年以上 15 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 137.5
- (3) 16 年以上 24 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 200

2 前項の規定は、11 年以上 25 年未満の期間勤続した者で、通勤（地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）第 2 条第 2 項及び第 3 項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による傷病により退職し、死亡（公務上の死亡を除く。）により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

(整理退職等の場合の退職手当の基本額)

第 5 条 職制若しくは定数の改廃若しくは予算の減少により廃職若しくは過員を生ずることにより退職した者、公務上の傷病又は死亡（外国の地方公共団体の機関等に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和 62 年法律第 78 号。以下「派遣法」という。）に定める派遣職員の派遣先の業務上の傷病又は死亡を含む。以下同じ。）により退職した者又は 25 年以上勤続して退職した者（地方公務員法第 28 条の 2 第 1 項の規定により退職した者（同法第 28 条の 3 第 1 項の期限又は同条第 2 項の規定により延長された期限の到来により退職した者を含む。）若しくはこれに準ずる他の法令の規定により退職した者又はその者の非違によることなく勸奨を受けて退職した者若しくは勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が構成団体の長の承認を得たものに限る。）に対する退職手当の基本額は、退職日給料月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。

- (1) 1 年以上 10 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 150
- (2) 11 年以上 25 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 165
- (3) 26 年以上 34 年以下の期間については、1 年につき 100 分の 180
- (4) 35 年以上の期間については、1 年につき 100 分の 105

2 前項の規定は、25 年以上勤続した者で、通勤による傷病により退職し、死亡により退職し、又は定年に達した日以後その者の非違によることなく退職した者（前項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額について準用する。

3 第 1 項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が、退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に掲げる割合を乗じて得た額に満たないときは、同項の規定にかかわらず、その乗じて得た額をもって退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間 1 年未満の者 100 分の 270

- (2) 勤続期間 1 年以上 2 年未満の者 100 分の 360
- (3) 勤続期間 2 年以上 3 年未満の者 100 分の 450
- (4) 勤続期間 3 年以上の者 100 分の 540

- 4 前項の基本給月額、職員の給与に関する条例の規定により給与が給料及び扶養手当に区分して支給される職員については、それらの月額の合計額とし、その他の職員については、この基本給月額に準ずる額とする。
- 5 第 1 項及び第 3 項の規定は、過去の退職につき既にこれらの規定の適用を受け、かつ、退職の日の翌日から 1 年以内に再び職員となった者が、その再び職員となった日から起算して 1 年以内に退職した場合においては適用しない。

(給料月額の減額改定以外の理由により給料月額が減額されたことがある場合の退職手当の基本額に係る特例)

第 5 条の 2 退職した者の基礎在職期間中に、給料月額の減額改定（給料月額の改定をする条例が制定された場合において、当該条例による改定により当該改定前に受けていた給料月額が減額されることをいう。以下同じ。）以外の理由によりその者の給料月額が減額されたことがある場合において、当該理由が生じた日（以下「減額日」という。）における当該理由により減額されなかつたものとした場合のその者の給料月額のうち最も多いもの（以下「特定減額前給料月額」という。）が、退職日給料月額よりも多いときは、その者に対する退職手当の基本額は、前 3 条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる額の合計額とする。

- (1) その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前 3 条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額
- (2) 退職日給料月額に、イに掲げる割合からロに掲げる割合を控除した割合を乗じて得た額
 - イ その者に対する退職手当の基本額が前 3 条の規定により計算した額であるものとした場合における当該退職手当の基本額の退職日給料月額に対する割合
 - ロ 前号に掲げる額の特定減額前給料月額に対する割合

- 2 前項の「基礎在職期間」とは、その者に係る退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。）の日以前の期間のうち、次の各号に掲げる在職期間に該当するもの（当該期間中にこの条例の規定による退職手当の支給を受けたこと又は第 7 条第 6 項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは同項第 4 号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員として退職したことにより退職手当（これに相当する給与を含む。）の支給を受けたことがある場合におけるこれらの退職手当に係る退職の日以前の期間及び第 7 条第 9 項の規定により職員としての引き続いた在職期間の全期間が切り捨てられたこと又は第 12 条第 1 項若しくは第 14 条第 1 項の規定により一般の退職手当等（一般の退職手当及び第 9 条の規定による退職手当をいう。以下同じ。）の全部を支給しないこととする処分を受けたことにより一般の退職手当等の支給を受けなかったことがある場合における当該一般の退職手当等に係る退職の日以前の期間（これらの退職の日に職員、第 7 条第 6 項に規定する職員以外の地方公務員等又は同項第 4 号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員となったときは、当該退職の日以前の期間）を除く。）をいう。

- (1) 職員としての引き続いた在職期間
- (2) 第7条第6項の規定により職員としての引き続いた在職期間に含むものとされた職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (3) 第7条第6項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (4) 第7条第6項第2号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (5) 第7条第6項第3号に規定する場合における先の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間
- (6) 第7条第6項第4号に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (7) 第7条第6項第5号に規定する場合における特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (8) 第7条第6項第6号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間及び職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (9) 第7条第6項第7号に規定する再び職員となった者の同号に規定する特定公庫等職員としての引き続いた在職期間及び国家公務員としての引き続いた在職期間
- (10) 第7条第7項に規定する場合における先の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間、特定一般地方独立行政法人職員としての引き続いた在職期間及び後の職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間
- (11) 第7条の2第1項に規定する再び職員となった者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (12) 第7条の2第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (13) 第7条の2第3項第1号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (14) 第7条の2第3項第2号に規定する再び職員となった者の同号に規定する先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (15) 第7条の2第3項第3号に規定する場合における職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間及び特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間
- (16) 第7条の2第3項第4号に規定する場合における国家公務員としての引き続いた在職期間及び特定公庫等職員としての引き続いた在職期間
- (17) 第7条の2第3項第5号に規定する場合における先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間

及び後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間

(18) 第7条の2第3項第6号に規定する場合における先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間、国家公務員としての引き続いた在職期間及び後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間

(19) 前各号に掲げる期間に準ずるものとして規則で定める在職期間

(定年前早期退職者に対する退職手当の基本額に係る特例)

第5条の3 第5条第1項に規定する者（25年以上勤続し、法律の規定に基づく任期を終えて退職した者及び勤務公署の移転により退職した者であって任命権者が構成団体の長の承認を得たものを除く。）のうち、定年に達する日から6月前までに退職した者であって、その勤続期間が、25年以上であり、かつ、その年齢が退職の日において定められているその者に係る定年から10年を減じた年齢以上であるものに対する同項及び前条第1項の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第5条第1項	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第1号	及び特定減額前給料月額	並びに特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号	退職日給料月額に、	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数1年につき100分の2を乗じて得た額の合計額
第5条の2第1項第2号ロ	前号に掲げる額	その者が特定減額前給料月額に係る減額日のうち最も遅い日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び特定減額前給料月額を基礎として、前2条及び第3条の規定により計算した場合の退職手当の基本額に相当する額

(公務又は通勤によることの認定の基準)

第5条の4 高知県市町村総合事務組合管理者（以下「管理者」という。）は、退職の理由となった傷病又は死亡が、公務上のもの通勤によるものであるかどうかを認定するに当たっては、地方公務員災害補償法の規定により職員の公務上の災害又は通勤による災害に対する補償を実施する場合における認定の基準に準拠しなければならない。

(勸奨の要件)

第 5 条の 5 勸奨を受けて退職した者に係る当該勸奨は、その事実について、構成団体の規則で定めるところにより、記録が作成されたものでなければならない。

(退職手当の基本額の最高限度額)

第 6 条 第 3 条から第 5 条まで（第 3 条の 2 の規定に係る者を除く。）の規定により計算した退職手当の基本額が、退職日給料月額に 60 を乗じて得た額を超えるときは、これらの規定にかかわらず、その乗じて得た額をその者の退職手当の基本額とする。

第 6 条の 2 第 5 条の 2 第 1 項の規定により計算した退職手当の基本額が次の各号に掲げる同項第 2 号口に掲げる割合の区分に応じ当該各号に定める額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該各号に定める額をその者の退職手当の基本額とする。

- (1) 60 以上 特定減額前給料月額に 60 を乗じて得た額
- (2) 60 未満 特定減額前給料月額に第 5 条の 2 第 1 項第 2 号口に掲げる割合を乗じて得た額及び退職日給料月額に 60 から当該割合を控除した割合を乗じて得た額の合計額

第 6 条の 3 第 5 条の 3 に規定する者に対する前 2 条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる字句	読み替える字句
第 6 条	第 3 条から第 5 条まで	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条
	退職日給料月額	退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数一年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	これらの	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条の
第 6 条の 2	第 5 条の 2 第 1 項の	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項の
	同項第 2 号口	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する同項第 2 号口
	同項の	同条の規定により読み替えて適用する同項の
第 6 条の 2 第 1 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
第 6 条の 2 第 2 号	特定減額前給料月額	特定減額前給料月額及び特定減額前給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額

	第 5 条の 2 第 1 項第 2 号ロ	第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する第 5 条の 2 第 1 項第 2 号ロ
	及び退職日給料月額	並びに退職日給料月額及び退職日給料月額に退職の日において定められているその者に係る定年と退職の日におけるその者の年齢との差に相当する年数 1 年につき 100 分の 2 を乗じて得た額の合計額
	当該割合	当該第 5 条の 3 の規定により読み替えて適用する同号ロに掲げる割合

(退職手当の調整額)

第 6 条の 4 退職した者に対する退職手当の調整額は、その者の基礎在職期間（第 5 条の 2 第 2 項に規定する基礎在職期間をいう。以下同じ。）の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月（地方公務員法第 26 条の 5 の規定による自己啓発等休業（以下「自己啓発等休業」という。）、同法第 26 条の 6 の規定による配偶者同行休業（以下「配偶者同行休業」という。）、同法第 27 条及び第 28 条の規定による休職（公務上の傷病による休職、通勤による傷病による休職及び職員を地方住宅供給公社法（昭和 40 年法律第 124 号）に規定する地方住宅供給公社、地方道路公社法（昭和 45 年法律第 82 号）に規定する地方道路公社若しくは公有地の拡大の推進に関する法律（昭和 47 年法律第 66 号）に規定する土地開発公社（以下「地方公社」という。）又は国家公務員退職手当法施行令（昭和 28 年政令第 215 号。以下「施行令」という。）第 6 条に規定する法人（退職手当（これに相当する給与を含む。）に関する規程において、職員が地方公社又はその法人の業務に従事するために休職され、引き続いて地方公社又はその法人に使用される者となった場合におけるその者の在職期間の計算については、地方公社又はその法人に使用される者としての在職期間はなかったものとする）と定めているものに限る。以下「休職指定法人」という。）の業務に従事させるための休職を除く。）、地方公務員法第 29 条の規定による停職、地方公務員の育児休業等に関する法律（平成 3 年法律第 110 号。以下この項において「育児休業法」という。）第 2 条の規定による育児休業、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成 3 年法律第 76 号。以下「育児・介護休業法」という。）に規定する育児休業その他これらに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に職務に従事することを要する日のあった月を除く。以下「休職月等」という。）、育児休業法第 10 条の規定による育児短時間勤務により現実に職務に従事することを要しない期間のある月（現実に育児短時間勤務をしない日のあった月を除く。第 7 条第 5 項において「育児短時間勤務月」という。）のうち規則で定めるものを除く。）ごとに当該各月にその者が属していた次の各号に掲げる職員の区分に応じて当該各号に定める額（以下「調整月額」という。）のうちその額が最も多いものから順次その順位を付し、その第 1 順位から第 60 順位までの調整月額（当該各月の月数が 60 月に満たない場合には、当該各月の調整月額）を合計した額とする。

- (1) 第 1 号区分 65,000 円
- (2) 第 2 号区分 59,550 円

- (3) 第3号区分 54,150円
- (4) 第4号区分 43,350円
- (5) 第5号区分 32,500円
- (6) 第6号区分 27,100円
- (7) 第7号区分 21,700円
- (8) 第8号区分 零

2 退職した者の基礎在職期間に第5条の2第2項第2号から第19号までに掲げる期間が含まれる場合における前項の規定の適用については、その者は、規則で定めるところにより、当該期間において職員として在職していたものとみなす。

3 第1項各号に掲げる職員の区分は、職の職制上の段階、職務の級、階級その他職員の職務の複雑、困難及び責任の度に関する事項を考慮して、規則で定める。

4 次の各号に掲げる者に対する退職手当の調整額は、第1項の規定にかかわらず、当該各号に定める額とする。

- (1) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が1年以上4年以下のもの第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (2) 退職した者のうち自己都合退職者以外のものでその勤続期間が零のもの 零
- (3) 自己都合退職者でその勤続期間が10年以上24年以下のもの 第1項の規定により計算した額の2分の1に相当する額
- (4) 自己都合退職者でその勤続期間が9年以下のもの 零

5 前各項に定めるもののほか、調整月額のうちその額が等しいものがある場合において、調整月額に順位を付す方法その他の本条の規定による退職手当の調整額の計算に関し必要な事項は、規則で定める。

(一般の退職手当の額に係る特例)

第6条の5 第5条第1項に規定する者で次の各号に掲げる者に該当するものに対する退職手当の額が退職の日におけるその者の基本給月額に当該各号に定める割合を乗じて得た額に満たないときは、第2条の4、第5条、第5条の2及び前条の規定にかかわらず、その乗じて得た額をそのものの退職手当の額とする。

- (1) 勤続期間1年未満の者 100分の270
- (2) 勤続期間1年以上2年未満の者 100分の360
- (3) 勤続期間2年以上3年未満の者 100分の450
- (4) 勤続期間3年以上の者 100分の540

2 前項の「基本給月額」とは、その者の給料及び扶養手当の月額の合計額とする。

(勤続期間の計算)

第7条 退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算は、職員としての引き続いた在職期間による。

2 前項の規定による在職期間の計算は、職員となった日の属する月から退職した日の属する月までの月数による。ただし、第3条の2第3項の規定に係る退職手当の場合は、48月を限度とする。

3 職員が退職した場合（第12条第1項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、前2項の規定による在職期間の

計算については、引き続いて在職したものとみなす。

- 4 職員が次の各号のいずれかに該当するときは、前各項の規定にかかわらず、前後の職員としての勤続期間は通算しないものとする。
 - (1) 一般職の職員が引き続き構成団体の特別職等となったとき。
 - (2) 構成団体の特別職等が引き続き一般職の職員となったとき。
 - (3) 構成団体の特別職等が引き続き公選又は任命されたとき。
- 5 第1項から第3項の規定による在職期間のうち次の各号に掲げる期間が1月以上あったときは、それぞれ当該各号に定める月数を当該在職期間から除算する。
 - (1) 休職月等 その月数の2分の1に相当する月数(自己啓発等休業(当該自己啓発等休業の期間中の大学等課程の履修又は国際貢献活動の内容が公務の能率的な運営に特に資するものと当該職員の自己啓発等休業を承認した構成団体の長が認める場合には、その月数の2分の1に相当する月数)、配偶者同行休業、地方公務員法第55条の2第1項ただし書に規定する事由、又はこれに準ずる事由により現実に職務に従事することを要しなかった期間については、その月数、育児休業をした期間(当該育児休業に係る子が1歳に達した日の属する月までの期間に限る。)については、その月数の3分の1に相当する月数)
 - (2) 育児短時間勤務月 その月数の3分の1に相当する月数
- 6 第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、職員以外の地方公務員又は国家公務員(国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者をいう。以下同じ。)(以下「職員以外の地方公務員等」と総称する。)が引き続いて職員となったときにおけるその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間を含むものとする。この場合において、その者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間については、前各項の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間をその者の職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間として計算するものとする。ただし、退職により、この条例の規定による退職手当に相当する給与の支給を受けているときは、当該給与の計算の基礎となった在職期間(当該給与の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体等の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第2項に規定する特定地方独立行政法人をいう。以下同じ。))の退職手当の支給の基準(同法第48条第2項又は第51条第2項に規定する基準をいう。以下同じ。))において明確に定められていない場合においては、当該給与の額を退職の日におけるその者の給料月額で除して得た数に12を乗じて得た数(1未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の職員としての引き続いた在職期間には含まないものとする。
 - (1) 職員が、第19条第2項の規定により退職手当を支給されないう職員以外の地方公務員等となり、引き続いて職員以外の地方公務員等として在職した後引き続き職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員等としての引き続いた在職期間の終期までの期間
 - (2) 他の地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。)、地

方公社若しくは公庫等（国家公務員退職手当法第 7 条の 2 第 1 項に規定する公庫等をいう。以下同じ。）（以下「一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「一般地方独立行政法人等職員」という。）が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となった場合に、当該地方公共団体等以外の地方公共団体若しくは特定地方独立行政法人の公務員又は一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員（以下「特定地方公務員」という。）が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて一般地方独立行政法人又は地方公社で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規定において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該一般地方独立行政法人又は地方公社に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下それぞれ「特定一般地方独立行政法人職員」又は「特定地方公社職員」という。）となるために退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人職員又は特定地方公社職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後更に引き続き職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(3) 特定地方公務員又は国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて公庫等で、退職手当に関する規定において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員が任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されずに、引き続いて当該公庫等に使用される者となった場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等職員としての勤続期間を当該公庫等に使用される者としての勤続期間に通算することと定めているものに使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定公庫等職員」という。）となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続き再び特定地方公務員又は国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員等として在職した後更に引き続き職員となった場合においては、先の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間の始期から後の職員以外の地方公務員等としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

(4) 特定一般地方独立行政法人職員、特定地方公社職員又は特定公庫等職員（以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。）が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続き職員となった場合においては、特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続きいた在職期間の終期までの期間

- (5) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (6) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き職員以外の地方公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- (7) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から国家公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
- 7 移行型一般地方独立行政法人（地方独立行政法人法第 59 条第 2 項に規定する移行型一般地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の成立の日の前日に特定地方公務員として在職し、同項の規定により引き続いて特定一般地方独立行政法人職員となった者に対する前項第 2 号の規定の適用については、同条第 2 項の規定により地方公務員としての身分を失ったことを任命権者の要請に応じ特定一般地方独立行政法人職員となるため退職したこととみなす。
- 8 前各号の規定による在職期間のうち地方公務員法第 26 条の 3 の規定に基づき定められた条例の規定により承認を受けて勤務しなかった期間（以下この項において「高齢者部分休業期間」という。）があったときは、高齢者部分休業期間の 2 分の 1 に相当する期間を前各号の規定により計算した在職期間から除算する。
- 9 前各項の規定により計算した在職期間に 1 年未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。ただし、その在職期間が 6 月以上 1 年未満（第 3 条第 1 項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第 3 条の 2 第 1 項（傷病又は死亡による退職に係る部分に限る。）、第 3 条の 2 第 2 項、第 4 条第 1 項又は第 5 条第 1 項の規定により退職手当の基本額を計算する場合にあっては 1 年未満）の場合にはこれを 1 年とする。
- 10 前項の規定は、第 3 条の 2 第 3 項、前条又は第 10 条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については適用しない。
- 11 第 10 条の規定により退職手当の額を計算する場合における勤続期間の計算については、前各項の規定により計算した在職期間に 1 月未満の端数がある場合には、その端数は切り捨てる。
- （一般地方独立行政法人等から復帰した職員等の在職期間の計算）
- 第 7 条の 2 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった者の前条第 1 項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続いた在職期間とみなす。
- 2 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて

職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合におけるその者の前条第 1 項に規定する職員としての引き続いた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 3 前 2 項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間については、前条（第 6 項及び第 7 項を除く。）の規定を準用して計算するほか、次の各号に掲げる期間を特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間として計算するものとする。
 - (1) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
 - (2) 職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて再び職員となった場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
 - (3) 特定地方公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、職員以外の地方公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
 - (4) 国家公務員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続いて特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後引き続いて職員となった場合においては、国家公務員としての引き続いた在職期間の始期から特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
 - (5) 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続いて特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続き特定地方公務員として在職した後引き続いて再び特定一般地方独立行政法人等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後更に引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合においては、先の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間
 - (6) 特定公庫等職員が、公庫等の要請に応じ、引き続いて国家公務員となるため退職し、かつ、引き続き国家公務員として在職した後引き続いて再び特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続き特定公庫等職員として在職した後更に引き続いて職員となるため退職し、かつ、引き続いて職員となった場合においては、先の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から後の特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の終

期までの期間

- 4 移行型一般地方独立行政法人の成立の日の前日に職員として在職する者が、地方独立行政法人法第 59 条第 2 項の規定により引き続いて当該移行型一般地方独立行政法人の職員となり、かつ、引き続き当該移行型一般地方独立行政法人の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の当該移行型一般地方独立行政法人の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が当該移行型一般地方独立行政法人を退職したことにより退職手当の支給を受けているときは、この限りでない。
- 5 第 6 条の 4 第 1 項に規定する休職指定法人に使用される者が、その身分を保有したまま引き続いて職員となった場合におけるその者の第 7 条第 1 項の規定による在職期間の計算については、職員としての在職期間は、なかったものとみなす。ただし、規則で定める場合においてはこの限りでない。

(外国の地方公共団体の機関に派遣された職員に対する退職手当に係る特例)

第 7 条の 3 外国の地方公共団体の機関に派遣される一般職の地方公務員の処遇等に関する法律（昭和 62 年法律第 78 号。以下「海外派遣法」という。）後職務に復帰した職員が退職した場合における第 5 条第 1 項又は第 7 条第 5 項の規定の適用については、派遣先の機関の業務を公務とみなす。

- 2 第 6 条の 4 第 1 項及び第 7 条第 5 項の規定の適用については、海外派遣をされた職員の派遣の期間は、第 6 条の 4 第 1 項に規定する現実に職務をとることを要しない期間に該当しないものとみなす。

(公益的法人等派遣職員に対する退職手当に係る特例)

第 7 条の 4 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成 12 年法律第 50 号。以下「公益的法人等派遣法」という。）第 2 条第 1 項の規定に基づき定められた構成団体の条例（以下「公益的法人等派遣条例」という。）の規定により派遣された職員（以下「公益的法人等派遣職員」という。）で派遣後職務に復帰した職員が退職した場合（公益的法人等派遣職員がその派遣期間中に退職した場合を含む。）におけるこの条例の規定の適用については、派遣先団体の業務に係る業務上の傷病又は死亡は第 4 条第 2 項、第 5 条第 1 項及び第 6 条の 4 第 1 項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）第 7 条第 2 項に規定する通勤による傷病は第 4 条第 2 項、第 5 条第 1 項及び第 6 条の 4 第 1 項に規定する通勤による傷病とみなす。

- 2 公益的法人等派遣職員に関する第 7 条の適用については、「公務上」とあるのは「業務上」と、「地方公務員災害補償法」とあるのは「労働者災害補償保険法」とする。
- 3 第 6 条の 4 第 1 項の及び第 7 条第 5 項の規定の適用については、公益的法人等派遣職員の派遣の期間（育児・介護休業法に規定する育児休業を除く。）は、第 6 条の 4 第 1 項に規定する現実に職務をとることをようしない期間には該当しないものとみなす。
- 4 前項の規定は、公益的法人等派遣職員が派遣先団体から所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）法律第 30 条第 1 項に規定する退職手当等（同法第 31 条の規定により退職手当等とみなされるものを含む。）の支払を受けた場合には、適用しない。

(公益的法人等派遣法により採用された職員に対する退職手当に係る特例)

第 8 条 公益的法人等派遣法第 10 条第 1 項の規定により採用された職員に対するこの条例の

適用については、同法第 10 条第 1 項に規定する特定法人（以下「特定法人」という。）の業務に係る業務上の傷病又は死亡は第 4 条第 2 項、第 5 条第 1 項及び第 6 条の 4 第 1 項に規定する公務上の傷病又は死亡と、当該業務に係る労働災害補償保険法第 7 条第 2 項に規定する通勤による傷病は第 4 条第 2 項、第 5 条第 1 項及び第 6 条の 4 第 1 項に規定する通勤による傷病とみなす。

- 2 職員が、公益的法人等派遣法第 10 条第 1 項の規定により、任命権者の要請に応じ、引き続いて特定法人で、退職手当（これに相当する給与を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、職員が任命権者の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該特定法人に使用される者（役員を含む。以下この項において同じ。）となった場合に、職員としての勤続期間を通算するものと定めているものに使用される者（以下「特定法人役職員」という。）となるために退職し、かつ、引き続き特定法人役職員として在職した後引き続き同法第 10 条第 1 項の規定により職員として採用された者の第 7 条第 1 項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員として引き続いた在職期間とみなす。
- 3 前項の場合における特定法人役職員としての在職期間については、第 7 条の規定を準用して計算する。
- 4 公益的法人等派遣法第 10 条第 1 項の規定により退職し、引き続いて特定法人役職員となった場合においては、この条例の規定による退職手当は支給しない。

（予告を受けない退職者の退職手当）

第 9 条 職員の退職が労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 20 条及び第 21 条又は船員法（昭和 22 年法律第 100 号）第 46 条の規定に該当する場合におけるこれらの規定による給付は、一般の退職手当に含まれるものとする。但し、一般の退職手当の額が、これらの規定による給付の額に満たないときは、一般の退職手当の外、その差額に相当する金額を退職手当として支給する。

（失業者の退職手当）

第 10 条 勤続期間 12 月以上（特定退職者（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者に相当するものとして規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）にあっては 6 月以上）で退職した職員（第 5 項又は第 7 項の規定に該当する者を除く。）であって、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが、当該退職した職員を同法第 15 条第 1 項に規定する受給資格者と、当該退職した職員の基準勤続期間の年月数を同法第 22 条第 3 項に規定する算定基礎期間の年月数と、当該退職の日を同法第 20 条第 1 項第 1 号に規定する離職の日と、特定退職者を同法第 23 条第 2 項に規定する特定受給資格者とみなして同法第 20 条第 1 項を適用した場合における同項各号に掲げる受給資格者の区分に応じ、当該各号に定める期間（当該期間内に妊娠、出産、育児その他規則で定める理由により引き続き 30 日以上職業に就くことができない者が、規則で定めるところにより管理者にその旨を申し出た場合には、当該理由により職業に就くことができない日数を加算するものとし、その加算された期間が 4 年を超えるときは、4 年とする。第 3 項において「支給期間」という。）内に失業している場合において、第 1 号に規定する一般の退職手当等の額を第 2 号に規定する基本手当の日額で除して得た数（1 未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）に等しい日数（以下「待期日数」という。）を超えて失業し

ているときは、第 1 号に規定する一般の退職手当等のほか、その超える部分の失業の日につき第 2 号に規定する基本手当の日額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、同号に規定する所定給付日数から待期日数を減じた日数分を超えては支給しない。

(1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額

(2) その者を雇用保険法第 15 条第 1 項に規定する受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第 17 条第 1 項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第 20 条第 1 項第 1 号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第 22 条第 3 項に規定する算定基礎期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、同法第 16 条の規定によりその者が支給を受けることができる基本手当の日額にその者に係る同法第 22 条第 1 項に規定する所定給付日数（以下「所定給付日数」という。）を乗じて得た額

2 前項の基準勤続期間とは、職員としての勤続期間をいう。この場合において、当該勤続期間に係る職員となった日前に職員又は職員以外の者で職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令又は条例若しくはこれに基づく規則により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が 18 日以上ある月が 1 月以上あるもの（季節的業務に 4 箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に 4 箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務したものに限り。）であつた者（以下この項において「職員等」という。）であつたことがあるものについては、当該職員等であつた期間を含むものとし、当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に次の各号に掲げる期間が含まれているときは、当該各号に掲げる期間に該当するすべての期間を除く。

(1) 当該勤続期間又は当該職員等であつた期間に係る職員等となった日の直前の職員等でなくなった日が当該職員等となった日前 1 年の期間内にないときは、当該直前の職員等でなくなった日前の職員等であつた期間

(2) 当該勤続期間に係る職員等となった日前に退職手当の支給を受けたことのある職員については、当該退職手当の支給に係る退職の日以前の職員等であつた期間

3 勤続期間 12 月以上（特定退職者にあつては、6 月以上）で退職した職員（第 6 項の規定に該当する者を除く。）が支給期間内に失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、その失業の日につき第 1 項第 2 号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる基本手当の日額に相当する金額を退職手当として、同法の規定による基本手当の支給の条件に従い支給する。ただし、第 1 項第 2 号の規定の例によりその者につき雇用保険法の規定を適用した場合におけるその者に係る所定給付日数に相当する日数分を超えては支給しない。

4 第 1 項及び前項の規定による退職手当の支給に係る退職が定年に達したことその他の規則で定める理由によるものである職員が、当該退職後一定の期間求職の申込みをしないことを希望する場合において、規則で定めるところにより、管理者にその旨を申し出たときは、第 1 項中「当該各号に定める期間」とあるのは「当該各号に定める期間と、求職の申込みをしないことを希望する一定の期間（1 年を限度とする。）に相当する期間を合算した期間（当該求職の申込みをしないことを希望する一定の期間内に求職の申込みをしたときは、当該各号に定める期間に当該退職の日の翌日から当該求職の申込みをした日の前日までの

期間に相当する期間を加算した期間)」と、「当該期間内」とあるのは「当該合算した期間内」と、前項中「支給期間」とあるのは「第 4 項において読み替えられた第 1 項に規定する支給期間」とする。

- 5 勤続期間 6 月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 37 条の 2 第 1 項に規定する高年齢被保険者に該当するもののうち、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第 2 号に掲げる額から第 1 号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
 - (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第 37 条の 3 第 2 項に規定する高年齢受給資格者と、その者の基準勤続期間（第 2 項に規定する基準勤続期間をいう。以下この号において同じ。）を同法第 17 条第 1 項に規定する被保険者期間と、当該退職の日を同法第 20 条第 1 項第 1 号に規定する離職の日と、その者の基準勤続期間の年月数を同法第 37 条の 4 第 3 項の規定による期間の年月数とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する額
- 6 勤続期間 6 月以上で退職した職員であつて、その者を雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 37 条の 2 第 1 項に規定する高年齢被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第 2 号の規定の例によりその者につき同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる高年齢求職者給付金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による高年齢求職者給付金の支給の条件に従い支給する。
- 7 勤続期間 6 月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 38 条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するもののうち、第 1 号に掲げる額が第 2 号に掲げる額に満たないものが退職の日後失業している場合には、一般の退職手当等のほか、第 2 号に掲げる額から第 1 号に掲げる額を減じた額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。
 - (1) その者が既に支給を受けた当該退職に係る一般の退職手当等の額
 - (2) その者を雇用保険法第 39 条第 2 項に規定する特例受給資格者と、その者の基準勤続期間を同法第 17 条第 1 項に規定する被保険者期間とみなして同法の規定を適用した場合に、その者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する額
- 8 勤続期間 6 月以上で退職した職員であつて、雇用保険法第 4 条第 1 項に規定する被保険者とみなしたならば同法第 38 条第 1 項に規定する短期雇用特例被保険者に該当するものが退職の日後失業している場合において、退職した者が一般の退職手当等の支給を受けないときは、前項第 2 号の規定の例によりその者につき、同法の規定を適用した場合にその者が支給を受けることができる特例一時金の額に相当する金額を、退職手当として、同法の規定による特例一時金の支給の条件に従い支給する。
- 9 前 2 項の規定に該当する者が、これらの規定による退職手当の支給を受ける前に管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 41 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受け

る場合には、その者に対しては、前 2 項の規定による退職手当を支給せず、当該公共職業訓練等を受け終わる日までの間に限り、同条の規定による基本手当の支給の条件に従い、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当を支給する。

10 第 1 項、第 3 項又は前項に規定する場合のほか、これらの規定による退職手当の支給を受ける者に対しては、次に掲げる場合には、雇用保険法第 24 条から第 28 条までの規定による基本手当の支給の例により、当該基本手当の支給の条件に従い、第 1 項又は第 3 項の退職手当を支給することができる。

(1) その者が管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 24 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受ける場合

(2) その者が次のいずれかに該当する場合

イ 特定退職者であって、雇用保険法第 24 条の 2 第 1 項各号に掲げる者に相当する者として規則で定める者のいずれかに該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法（昭和 22 年法律第 141 号）第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

ロ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

(3) 厚生労働大臣が雇用保険法第 25 条第 1 項の規定による措置を決定した場合

(4) 厚生労働大臣が雇用保険法第 27 条第 1 項の規定による措置を決定した場合

11 第 1 項、第 3 項及び第 5 項から前項までに定めるもののほか、第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けることができるもので次の各号の規定に該当するものに対しては、それぞれ当該各号に掲げる金額を、退職手当として、雇用保険法の規定による技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当、移転費又は求職活動支援費の支給の条件に従い支給する。

(1) 管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 36 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受けている者 同法第 4 項に規定する技能習得手当の額に相当する金額

(2) 前号に規定する公共職業訓練等を受けるため、その者により生計維持されている同居の親族（届出をしていないが、事実上その者と婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）と別居して寄宿する者 雇用保険法第 36 条第 4 項に規定する寄宿手当の額に相当する金額

(3) 退職後公共職業安定所に出頭し求職の申込みをした後において、疾病又は負傷のために職業に就くことができない者 雇用保険法第 37 条第 3 項に規定する傷病手当の日額に相当する金額

(4) 就業に就いた者 雇用保険法第 56 条の 3 第 3 項に規定する就業促進手当の額に相当する金額

(5) 公共職業安定所、職業安定法第 4 条第 8 項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第 18 条の 2 に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は管理者が雇用保険法の規定の例により指示した同法第 58 条第 1 項に規定する公共職業訓練等を受けるた

- め、その住所又は居所を変更する者 同法第 2 項に規定する移転費の額に相当する金額
- (6) 求職活動に伴い雇用保険法第 59 条第 1 項各号のいずれかに該当する行為をする者同条第 2 項に規定する求職活動支援費の額に相当する金額
- 12 前項第 3 号に掲げる退職手当は、所定給付日数から待期日数及び第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給を受けた日数を控除した日数を超えては支給しない。
- 13 第 11 項第 3 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 11 項の規定の適用については、当該支給があった金額に相当する日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。
- 14 第 11 項第 4 号に掲げる退職手当の支給があったときは、第 1 項、第 3 項又は第 11 項の規定の適用については、次の各号に掲げる退職手当ごとに、当該各号に定める日数分の第 1 項又は第 3 項の規定による退職手当の支給があったものとみなす。
- (1) 雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号イに該当する者に係る就業促進手当に相当する退職手当 当該退職手当の支給を受けた日数に相当する日数
- (2) 雇用保険法第 56 条の 3 第 1 項第 1 号ロに該当する者に係る職業促進手当に相当する退職手当 当該就業促進手当について同条第 5 項の規定により基本手当を支給したものとみなされる日数に相当する日数
- 15 第 11 項の規定は、第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第 5 項又は第 6 項の規定により退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 1 年を経過していないものを含む。）及び第 7 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者（第 7 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けた者であつて、当該退職手当の支給に係る退職の日の翌日から起算して 6 箇月を経過していないものを含む。）について準用する。この場合において、第 11 項中「次の各号」とあるのは「第 4 号から第 6 号まで」と、「技能習得手当、寄宿手当、傷病手当、就業促進手当」とあるのは「就業促進手当」と読み替えるものとする。
- 16 偽りその他不正の行為によって第 1 項、第 3 項、第 5 項から第 11 項まで及び前項の規定による退職手当の支給を受けた者がある場合には、雇用保険法第 10 条の 4 の例による。
- 17 本条の規定による退職手当は、雇用保険法の規定によるこれに相当する給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

(定義)

第 11 条 本条から第 18 条までにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 懲戒免職等処分 地方公務員法第 29 条の規定による懲戒免職の処分その他の職員としての身分を当該職員の非違を理由として失わせる処分をいう。
- (2) 懲戒免職等処分実施機関 地方公務員法その他の法令の規定により職員の退職（この条例その他の条例の規定により、この条例の規定による退職手当を支給しないこととしている退職を除く。以下第 17 条までにおいて同じ。）の日において当該職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有していた機関（当該機関がない場合にあつては、懲戒免職等処分及び本条から第 17 条までの規定に基づく処分の性質を考慮して管理者が別に定める機関）をいう。ただし、当該機関が退職後に廃止された場合における当該職員については、当該

職員の占めていた職（当該職が廃止された場合に合っては、当該職に相当する職）を占める職員に対し懲戒免職等処分を行う権限を有する機関（当該機関がない場合にあっては、懲戒免職等処分及び本条から第 17 条までの規定に基づく処分の性質を考慮して管理者が別に定める機関）をいう。

（懲戒免職等処分を受けた場合等の退職手当の支給制限）

第 12 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者（当該退職をした者が死亡したときは、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者）に対し、当該退職をした者が占めていた職の職務及び責任、当該退職をした者の勤務の状況、当該退職をした者が行った非違の内容及び程度、当該非違に至った経緯、当該非違後における当該退職をした者の言動、当該非違が公務の遂行に及ぼす支障の程度並びに当該非違が公務に対する信頼に及ぼす影響を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 懲戒免職等処分を受けて退職をした者

(2) 地方公務員法第 28 条第 4 項の規定による失職（同法第 16 条第 1 号に該当する場合を除く。）又はこれに準ずる退職をした者

2 管理者は、前項の規定による処分を行うときは、その理由を付記した書面により、その旨を当該処分を受けるべき者に通知しなければならない。

3 管理者は、前項の規定による通知をする場合において、当該処分を受けるべき者の所在が知れないときは、当該処分の内容を公報に掲載することをもって通知に代えることができる。この場合においては、その掲載した日から起算して 2 週間を経過した日に、通知が当該処分を受けるべき者に到達したものとみなす。

（退職手当の支払の差止め）

第 13 条 退職をした者が次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うものとする。

(1) 職員が刑事事件に関し起訴（当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているものに限り、刑事訴訟法（昭和 23 年法律第 131 号）第 6 編に規定する略式手続によるものを除く。以下同じ。）をされた場合において、その判決の確定前に退職をしたとき。

(2) 退職をした者に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされたとき。

2 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕されたとき又は当該懲戒免職等処分実施機関がその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至ったときであって、その者に対し一般の退職手当等の額を支払うことが公務に対する信頼を確保する上で支障を生ずると認めるとき。

(2) 当該懲戒免職等処分実施機関が、当該退職をした者について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けべき行為（在職期間中の職員の非違に当たる行為であって、その非違の内容及び程度に照ら

して懲戒免職等処分に値することが明らかなものをいう。以下同じ。)をしたことを疑うに足りる相当な理由があると思料するに至ったとき。

- 3 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第2号に該当するときは、管理者は、当該遺族に対し、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分を行うことができる。
- 4 前3項の規定による一般の退職手当等の額の支払を差し止める処分（以下「支払差止処分」という。）を受けた者は、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条に規定する期間が経過した後においては、当該支払差止処分後の事情の変化を理由に、当該支払差止処分を行った管理者に対し、その取消しを申し立てることができる。
- 5 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を行った管理者は、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該支払差止処分を受けた者がその者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを取り消すことが支払差止処分の目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。
 - (1) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき無罪の判決が確定した場合
 - (2) 当該支払差止処分を受けた者について、当該支払差止処分の理由となった起訴又は行為に係る刑事事件につき、判決が確定した場合（禁錮以上の刑に処せられた場合及び無罪の判決が確定した場合を除く。）又は公訴を提起しない処分があった場合であって、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該判決が確定した日又は当該公訴を提起しない処分があった日から6月を経過した場合
 - (3) 当該支払差止処分を受けた者について、その者の基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく、かつ、次条第1項の規定による処分を受けることなく、当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合
- 6 第3項の規定による支払差止処分を行った管理者は、当該支払差止処分を受けた者が次条第2項の規定による処分を受けることなく当該支払差止処分を受けた日から1年を経過した場合には、速やかに当該支払差止処分を取り消さなければならない。
- 7 前2項の規定は、当該支払差止処分を行った管理者が、当該支払差止処分後に判明した事実又は生じた事情に基づき、当該一般の退職手当等の額の支払を差し止める必要がなくなったとして当該支払差止処分を取り消すことを妨げるものではない。
- 8 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者に対する第10条の規定の適用については、当該支払差止処分が取り消されるまでの間、その者は、一般の退職手当等の支給を受けない者とみなす。
- 9 第1項又は第2項の規定による支払差止処分を受けた者が当該支払差止処分が取り消されたことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける場合（これらの規定による支払差止処分を受けた者が死亡した場合において、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者が第3項の規定による支払差止処分を受けることなく当該一般の退職手当等の額

の支払を受けるに至ったときを含む。)において、当該退職をした者が既に第10条の規定による退職手当の額の支払を受けているときは、当該一般の退職手当等の額から既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額を控除するものとする。この場合において、当該一般の退職手当等の額が既に支払を受けた同条の規定による退職手当の額以下であるときは、当該一般の退職手当等は、支払わない。

10 前条第2項及び第3項の規定は、支払差止処分について準用する。

(退職後禁錮以上の刑に処せられた場合等の退職手当の支給制限)

第14条 退職をした者に対しまだ当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者(第1号又は第2号に該当する場合において、当該退職をした者が死亡したときは、当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者)に対し、第12条第1項に規定する事情及び同項各号に規定する退職をした場合の一般の退職手当等の額との権衡を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が刑事事件(当該退職後に起訴をされた場合にあつては、基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に限る。)に関し当該退職後に禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し地方公務員法第29条第3項の規定による懲戒免職処分(以下「再任用職員に対する免職処分」という。)を受けたとき。

(3) 懲戒免職等処分実施機関が、当該退職をした者(再任用職員に対する免職処分の対象となる者を除く。)について、当該退職後に当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 死亡による退職をした者の遺族(退職をした者(死亡による退職の場合には、その遺族)が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。)に対しまだ当該一般の退職手当等の額が支払われていない場合において、前項第3号に該当するときは、管理者は、当該遺族に対し、第12条第1項に規定する事情を勘案して、当該一般の退職手当等の全部又は一部を支給しないこととする処分を行うことができる。

3 懲戒免職等処分実施機関は、第1項第3号又は前項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

4 行政手続法(平成5年法律第88号)第3章第2節(第28条を除く。)の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

5 第12条第2項及び第3項の規定は、第1項及び第2項の規定による処分について準用する。

6 支払差止処分に係る一般の退職手当等に関し第1項又は第2項の規定により当該一般の退職手当等の一部を支給しないこととする処分が行われたときは、当該支払差止処分は、取り消されたものとみなす。

(退職をした者の退職手当の返納)

第15条 退職をした者に対し当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、次の各号のいずれかに該当するときは、管理者は、当該退職をした者に対し、第12条第1

項に規定する事情のほか、当該退職をした者の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が当該一般の退職手当等の支給を受けていなければ第 10 条第 3 項、第 6 項又は第 8 項の規定による退職手当の支給を受けることができた者（次条及び第 17 条において「失業手当受給可能者」という。）であった場合にあっては、これらの規定により算出される金額（次条及び第 17 条において「失業者退職手当額」という。）を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

(1) 当該退職をした者が基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたとき。

(2) 当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたとき。

(3) 当該懲戒免職等処分実施機関が、当該退職をした者（再任用職員に対する免職処分の対象となる職員を除く。）について、当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続き在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認めたとき。

2 前項の規定にかかわらず、当該退職をした者が第 10 条第 1 項、第 5 項又は第 7 項の規定による退職手当の額の支払を受けている場合（受けることができる場合を含む。）における当該退職に係る一般の退職手当等については、管理者は、前項の規定による処分を行うことができない。

3 第 1 項第 3 号に該当するときにおける同項の規定による処分は、当該退職の日から 5 年以内に限り、行うことができる。

4 懲戒免職等処分実施機関は、第 1 項の規定による処分を行おうとするときは、当該処分を受けるべき者の意見を聴取しなければならない。

5 行政手続法第 3 章第 2 節（第 28 条を除く。）の規定は、前項の規定による意見の聴取について準用する。

6 第 12 条第 2 項の規定は、第 1 項の規定による処分について準用する。

（遺族の退職手当の返納）

第 16 条 死亡による退職をした者の遺族（退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）が当該退職に係る一般の退職手当等の額の支払を受ける前に死亡したことにより当該一般の退職手当等の額の支払を受ける権利を承継した者を含む。以下この項において同じ。）に対し当該一般の退職手当等の額が支払われた後において、前条第 1 項第 3 号に該当するときは、管理者は、当該遺族に対し、当該退職の日から 1 年以内に限り、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該遺族の生計の状況を勘案して、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部の返納を命ずる処分を行うことができる。

2 第 12 条第 2 項並びに前条第 2 項及び第 4 項の規定は、前項の規定による処分について準用する。

3 行政手続法第 3 章第 2 節（第 28 条を除く。）の規定は、前項において準用する前条第 4 項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当受給者の相続人からの退職手当相当額の納付）

第 17 条 退職をした者（死亡による退職の場合には、その遺族）に対し、当該退職に係る一般の退職手当等の額が支払われた後において、当該一般の退職手当等の額の支払を受けた者

(以下この条において「退職手当の受給者」という。)が当該退職の日から6月以内に第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡した場合(次項から第5項までに規定する場合を除く。)において、管理者が、当該退職手当の受給者の相続人(包括受遺者を含む。以下この条において同じ。)に対し、当該退職の日から6月以内に、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたことを疑うに足りる相当な理由がある旨の通知をしたときは、管理者は、当該通知が当該相続人に到達した日から6月以内に限り、当該相続人に対し、当該退職をした者が当該一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 2 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に第15条第5項又は前条第3項において準用する行政手続法第15条第1項の規定による通知を受けた場合において、第15条第1項又は前条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したとき(次項から第5項までに規定する場合を除く。)は、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 3 退職手当の受給者(遺族を除く。以下この項から第5項までに同じ。)が当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合(第13条第1項第1号に該当する場合を含む。次項において同じ。)において、当該刑事事件につき判決が確定することなく、かつ、第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該退職に係る一般の退職手当等の額の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中に懲戒免職等処分を受けるべき行為をしたと認められることを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 4 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に基礎在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされた場合において、当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられた後において第15条第1項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から6月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該刑事事件に関し禁錮以上の刑に処せられたことを理由として、当該一般の退職手当等の額(当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。)の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。
- 5 退職手当の受給者が、当該退職の日から6月以内に当該退職に係る一般の退職手当等の額

の算定の基礎となる職員としての引き続いた在職期間中の行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けた場合において、第 15 条第 1 項の規定による処分を受けることなく死亡したときは、管理者は、当該退職手当の受給者の死亡の日から 6 月以内に限り、当該退職手当の受給者の相続人に対し、当該退職をした者が当該行為に関し再任用職員に対する免職処分を受けたことを理由として、当該一般の退職手当等の額（当該退職をした者が失業手当受給可能者であった場合にあっては、失業者退職手当額を除く。）の全部又は一部に相当する額の納付を命ずる処分を行うことができる。

- 6 前各項の規定による処分に基づき納付する金額は、第 12 条第 1 項に規定する事情のほか、当該退職手当の受給者の相続財産の額、当該退職手当の受給者の相続財産の額のうち第 1 項から第 5 項までの規定による処分を受けるべき者が相続又は遺贈により取得をした又は取得をする見込みである財産の額、当該退職手当の受給者の相続人の生計の状況及び当該一般の退職手当等に係る租税の額を勘案して、定めるものとする。この場合において、当該相続人が 2 人以上あるときは、各相続人が納付する金額の合計額は、当該一般の退職手当等の額を超えることとなつてはならない。
- 7 第 12 条第 2 項並びに第 15 条第 2 項及び第 4 項の規定は、第 1 項から第 5 項までの規定による処分について準用する。
- 8 行政手続法第 3 章第 2 節（第 28 条を除く。）の規定は、前項において準用する第 15 条第 4 項の規定による意見の聴取について準用する。

（退職手当審査会の設置）

第 18 条 懲戒免職等処分実施機関は、第 14 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項又は前条第 1 項から第 5 項までの規定による退職手当の支給制限等の処分に係る事項を調査審議させるため、当該懲戒免職等処分実施機関に退職手当審査会を置く。

（懲戒免職等処分実施機関の長の報告）

第 18 条の 2 懲戒免職等処分実施機関の長は、第 12 条第 1 項、第 13 条第 1 項、第 2 項若しくは第 3 項、第 14 条第 1 項若しくは第 2 項、第 15 条第 1 項、第 16 条第 1 項又は第 17 条第 1 項から第 5 項までの規定による当該退職手当の支給制限等に該当することとなつたときは、速やかにその旨及び次の各号に掲げる事項を管理者に報告しなければならない。

- (1) 支給制限等に該当する理由
- (2) 支給制限等の処分において勘案すべき事情及び処分に対する意見
- (3) 退職手当審査会により調査審議を行った場合は、その結果

（職員が退職した後に引き続き職員となった場合等における退職手当の不支給）

第 19 条 職員が退職した場合（第 12 条第 1 項各号のいずれかに該当する場合を除く。）において、その者が退職の日又はその翌日に再び職員となったときは、この条例の規定による退職手当は、支給しない。ただし、第 7 条第 4 項各号に該当する場合は、この限りでない。

- 2 職員が、引き続いて職員以外の地方公務員等となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、職員以外の地方公務員等に対する退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準により、職員以外の地方公務員等としての勤続期間に通算されることに定められているときは、この条例による退職手当は支給しない。
- 3 職員が第 7 条の 2 第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合又は同条第 2 項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続

いて特定一般地方独立行政法人等職員となった場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

4 地方独立行政法人法第 59 条第 2 項の規定により職員が移行型一般地方独立行政法人の職員となる場合には、その者に対しては、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

(職員以外の地方公務員等から引き続いて特別職等の職員に選任又は任命された職員に係る退職手当の特例)

第 20 条 職員以外の地方公務員等から引き続いて特別職等の職員に選任又は任命された職員については、前条第 1 項ただし書の規定は適用しない。

2 前項に規定する職員の退職手当の額は、第 3 条の 2 の規定にかかわらず、次に掲げる額の合計額とする。

(1) 職員以外の地方公務員等としての勤続期間並びに当該職を退職した日において、その者が受けていた職務の級及び号給を特別職等を退職した日において受けることとした場合の当該職務の級及び号給の給料月額を基礎として、第 5 条及び第 6 条の 4 の規定により算出した額

(2) 特別職等の職員としての在職年数を基礎として第 3 条の 2 第 1 項の規定により算出した額（特別職等としての任期が満了し、又は任期満了前に離職し、当該任期満了若しくは離職の日又はそれらの日の翌日に再び特別職等となったときは、そのそれぞれの特別職等の職員としての在職年数及びそのそれぞれの特別職の給料月額を退職した日において受けることとした場合の給料月額を基礎として、それぞれ第 3 条の 2 第 1 項の規定により算出した額の合計額）

(口座振替による支給)

第 21 条 退職手当は、退職手当の支給を受ける者からの申し出により、口座振替の方法により支給することができる。

(この条例の実施に関し必要な事項)

第 22 条 この条例の実施に関し必要な事項は、管理者が規則で定める。

附 則

1 この条例は、平成 17 年 2 月 1 日から施行する。

2 この条例の適用の日前に退職した者の退職手当については、なお従前の高知県市町村退職手当条例（昭和 40 年条例第 1 号）の例による。

3 当分の間、35 年以下の期間勤続して退職した者（附則第 6 項の規定に該当する者を除く。）に対する退職手当の基本額は、第 3 条及び第 4 条から第 5 条の 3 までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。

4 当分の間、36 年以上 42 年以下の期間勤続して退職した者（附則第 8 項の規定に該当する者を除く。）で第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、同項又は第 5 条の 2 の規定により計算した額に前項に規定する割合を乗じて得た額とする。

5 当分の間、35 年を超える期間勤続して退職した者（附則第 9 項の規定に該当する者を除く。）で第 5 条の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の基本額は、その者の勤続期間を 35 年として附則第 3 項の規定の例により計算して得られる額とする。

6 昭和 60 年 3 月 31 日（次項から第 9 項において「適用日」という。）に在職する職員のうち、

第 3 条、第 4 条及び第 5 条までの規定に該当する退職をし、かつ、その勤務期間が 35 年以下である者又は次項に該当する退職をした者に対する退職手当の基本額は、当分の間、新条例第 3 条及び第 4 条から第 5 条の 3 までの規定により計算した額にそれぞれ 100 分の 83.7 を乗じて得た額とする。

- 7 適用日に在職する職員のうち、10 年以上勤続しその者の非違によることなく勸奨を受けて年令 50 才以上で退職した者及び 10 年以上勤続し定年に達したことにより退職した者（定年に達した者で地方公務員法第 28 条の 3 の規定により引き続き勤務した後退職した者を含む。）には、当分の間第 5 条の規定による退職手当を支給することができる。
- 8 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に条例第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 36 年以上 42 年以下である者に対する退職手当の基本額は、当分の間、同項又は新条例第 5 条の 2 の規定により計算した額に前項に規定する割合を乗じて得た額とする。
- 9 適用日に在職する職員のうち、適用日以後に条例第 5 条の規定に該当する退職をし、かつ、その勤続期間が 35 年を超える者に対する退職手当の基本額は、当分の間、その者の勤続期間を 35 年として附則第 6 項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 10 平成 17 年 2 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間における附則第 3 項の規定の適用については、同項中「額は」とあるのは「額は、第 6 条の規定にかかわらず」と「100 分の 104」とあるのは「100 分の 107」とする。
- 11 平成 17 年 2 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間における附則第 6 項（附則第 8 項又は第 9 項において例による場合を含む。）及び附則第 8 項の規定の適用については、同条例附則第 6 項中「及び 5 条の 2 の規定にかかわらず」とあるのは「、第 5 条の 2 及び第 6 条の規定にかかわらず」と、「100 分の 104」とあるのは「100 分の 107」と、附則第 8 項中「36 年」とあるのは「35 年を超え 37 年以下」と、附則第 9 項中「及び第 5 条の 2」とあるのは「、第 5 条の 2 及び第 6 条」とする。
- 12 当分の間、42 年を超える期間勤続して退職した者で条例第 3 条第 1 項の規定に該当する退職をしたものに対する退職手当の額は、同条の規定にかかわらず、その者が条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとし、かつ、その者の勤続期間を 35 年として附則第 3 項の規定の例により計算して得られる額とする。
- 13 昭和 60 年 4 月 1 日に現に在職する職員で旧専売公社又は旧電信電話公社の職員としての在職期間（以下この項において「旧公社の職員としての在職期間」という。）を有するものの退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧公社の職員としての在職期間を職員として引き続いた在職期間とみなす。
- 14 昭和 60 年 3 月 31 日に旧専売公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本たばこ産業株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本たばこ産業株式会社の職員として在職した後職員となった場合又は同日に旧電信電話公社の職員として在職していた者が、引き続いて日本電信電話株式会社の職員となり、かつ、引き続き日本電信電話株式会社の職員として在職した後職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の同日までのたばこ事業法等の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和 59 年法律第 71 号）第 4 条及び日本電信電話株式会社法及び電気通信事業法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（昭和 59 年法律第 87 号）第 5 条の規定

による改正前の国家公務員等退職手当法第 2 条第 2 項に規定する職員としての引き続いた在職期間及び昭和 60 年 4 月 1 日以後の日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社の職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が日本たばこ産業株式会社又は日本電信電話株式会社を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。

- 15 平成 10 年 10 月 21 日に日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律附則第 2 条の規定による解散前の日本国有鉄道清算事業団（以下「旧事業団」という。）の職員として在職する者（日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（同法附則第 11 条の規定による改正前の日本国有鉄道改革法等施行法（昭和 61 年法律第 93 号）第 36 条第 1 項の規定の適用を受けた者に限る。）が、引き続いて独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成 14 年法律第 180 号）附則第 2 条第 1 項の規定による解散前の日本国有鉄道建設公団（以下「旧公団」という。）の職員となり、かつ、引き続き旧公団の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の旧日本国有鉄道の職員としての在職期間、旧事業団の職員としての在職期間及び旧公団の職員としての在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が旧事業団又は旧公団を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 16 平成 16 年 3 月 31 日に国立大学法人法（平成 15 年法律第 112 号）附則別表第 1 の上欄に掲げる機関（以下「旧機関」という。）の職員として在職する者が、同法附則第 4 条の規定により引き続いて国立大学法人等（同法第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人及び同条第 3 項に規定する大学共同利用機関法人をいう。以下同じ。）の職員となり、かつ、引き続き国立大学法人等の職員として在職した後引き続いて職員となった場合におけるその者の退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算については、その者の国立大学法人等の職員としての引き続いた在職期間を職員としての引き続いた在職期間とみなす。ただし、その者が国立大学法人等を退職したことにより退職手当（これに相当する給付を含む。）の支給を受けているときは、この限りでない。
- 17 旧機関の職員が、第 7 条第 6 項に規定する事由によって引き続いて職員となり、かつ、引き続いて職員として在職した後引き続いて国立大学法人等の職員となった場合において、その者の職員としての勤続期間が、当該国立大学法人等の退職手当の支給の基準（国立大学法人法第 35 条において準用する独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 50 条の 10 第 2 項に規定する基準をいう。）により、当該国立大学法人等の職員としての勤続期間に通算されることに定められているときは、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は支給しない。
- 18 退職した者の基礎在職期間中に給料月額の変額改定（平成 18 年 3 月 31 日以前に行われた給料月額の変額改定で規則で定めるものを除く。）によりその者の給料月額が変額されたことのある場合において、その者の変額後の給料月額が変額前の給料月額に達しない場合にその差額に相当する額を支給することとする条例の適用を受けたことがあるときは、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第 6 条の 5 第 2 項に規定する基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない。
- 19 平成 34 年 3 月 31 日以前に退職した職員に対する第 10 条第 10 項の規定の適用については、

同項中「第 28 条まで」とあるのは「第 28 条まで及び附則第 5 条」と、同項第 2 号中

「ロ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」

とあるのは

「ロ 雇用保険法第 22 条第 2 項に規定する厚生労働省で定める理由により就職が困難な者であって、同法第 24 条の 2 第 1 項第 2 号に掲げる者に相当する者として規則で定める者に該当し、かつ、管理者が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの

「ハ 特定退職者であって、雇用保険法附則第 5 条第 1 項に規定する地域内に居住し、かつ、管理者が同法第 24 条の 2 第 1 項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第 4 条第 4 項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの（イに掲げる者を除く。）」

とする。

附 則（平成 17 年 8 月 9 日条例第 35 号）

この条例は、公布の日から施行し、平成 17 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 18 年 3 月 7 日条例第 1 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、管理者の定める構成団体の者のこの条例の適用については、当分の間、この条例による改正前の高知縣市町村総合事務組合退職手当条例の規定により計算した退職手当の額とする。ただし、管理者の定める構成団体の者のこの条例の適用については、当分の間、この条例による改正前の高知縣市町村総合事務組合退職手当条例の規定により計算した退職手当の額とする。

第 2 条 職員が新制度適用職員（職員であって、その者がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に退職することによりこの条例による改正後の高知縣市町村総合事務組合退職手当条例（以下「新条例」という。）の規定による退職手当の支給を受けることとなる者をいう。以下同じ。）として退職した場合において、その者が施行日の前日に現に退職した理由と同一の理由により退職したものとし、かつ、その者の同日までの勤続期間及び同日における給料月額を基礎として、この条例による改正前の高知縣市町村総合事務組合退職手当条例（以下この項及び次条第 1 項において「旧条例」という。）第 3 条、第 4 条から第 6 条まで及び附則第 3 項から附則第 9 項までの規定により計算した額（当該勤続期間が 43 年又は 44 年の者であって、傷病若しくは死亡によらずにその者の都合により又は公務によらない傷病により退職したものにあっては、その者が旧条例第 5 条の規定に該当する退職をしたものとみなし、かつ、その者の当該勤続期間を 35 年として旧条例附則第 3 項の規定の例により計算して得られる額）にそれぞれ 100 分の 83.7（当該勤続期間が 20 年以上の者（42 年以下の者で傷病又は死亡によらずにその者の都合により退職したもの及び 37 年以上 42 年以下の者で公務によらない傷病により退職したものを除く。）にあっては、

104分の83.7)を乗じて得た額が、高知縣市町村総合事務組合退職手当条例第2条の4第2項、第3条、第4条から第6条の5まで及び附則第3項から附則第9項までの規定により計算した退職手当の額(以下「新条例等退職手当額」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、その多い額をもってその者に支給すべきこれらの規定による退職手当の額とする。

- 2 職員のうち新条例第7条第6項及び第7項並びに第7条の2第1項から第3項までの規定により新条例第5条の2第2項第2号から第19号までの規定に規定する期間が新条例第7条第1項に規定する職員としての引き続いた在職期間に含まれる者であつて、施行日の前日が当該職員の職員としての引き続いた在職期間に含まれる期間に含まれるものが新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定については、同項中「退職したものとし」とあるのは「職員として退職したものとし」と「勤続期間」とあるのは「勤続期間として取り扱われるべき期間」と「給料月額」とあるのは「給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

第3条 職員が施行日以後平成21年3月31日までの間に新制度適用職員として退職した場合において、その者についての新条例等退職手当額がその者が施行日の前日に受けていた給料月額を退職の日の給料月額とみなして旧条例第3条、第4条から第6条まで及び附則第3項から附則第9項までの規定により計算した退職手当の額(以下「旧条例等退職手当」という。)よりも多いときは、これらの規定にかかわらず、新条例等退職手当額から次の各号に掲げる退職した者の区分に応じ当該各号に定める額を控除した額をもってその者に支給すべき退職手当の額とする。

(1) 退職した者でその勤続期間が25年以上のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が10万円を超える場合には、10万円)

- イ 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調製額の100分の5に相当する額
- ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(2) 施行日以後平成19年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が100万円を超える場合には、100万円)

- イ 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調製額の100分の70に相当する額
- ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

(3) 平成19年4月1日以後平成21年3月31日までの間に退職した者でその勤続期間が24年以下のもの 次に掲げる額のうちいずれか少ない額(その少ない額が50万円を超える場合には、50万円)

- イ 新条例第6条の4の規定により計算した退職手当の調製額の100分の30に相当する額
- ロ 新条例等退職手当額から旧条例等退職手当額を控除した額

- 2 前条第2項に規定する者が新制度適用職員として退職した場合における当該退職による退職手当についての前項の規定の適用については、同項中「受けていた給料月額」とあるのは、「受けていた給料月額に相当する額として規則で定める額」とする。

第4条 基礎在職期間の初日が施行日前である者に対する新条例第5条の2の規定の適用につ

いては、同条第 1 項中「基礎在職期間」とあるのは、「基礎在職期間（高知縣市町村総合事務組合退職手当条例の一部を改正する条例（平成 18 年条例第 号）附則第 2 条第 1 項に規定する施行日以後の期間に限る。）」とする。

第 5 条 新条例第 6 条の 4 の規定により退職手当の調整額を計算する場合において、基礎在職期間の初日が平成 8 年 4 月 1 日前である者に対する同条の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

読み替える規定	読み替えられる規定	読み替える字句
第 1 項	その者の在職期間（	平成 8 年 4 月 1 日以後のその者の基礎在職期間（
第 2 項	基礎在職期間	平成 8 年 4 月 1 日以後の基礎在職期間

第 6 条 この附則に定めるもののほか、この条例に関し必要な経過措置は、規則で定める。

附 則（平成 18 年 4 月 1 日条例第 8 号）

この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 2 月 1 日条例第 4 号）

- この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。
- 地方自治法の一部を改正する法律（平成 18 年法律第 53 号）附則第 2 条の規定の適用を受ける副市町村長の在職期間には助役としての在職期間を含むものとする。

附 則（平成 19 年 8 月 13 日条例第 12 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条及び附則第 3 条の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 第 1 条の規定による改正後の高知縣市町村総合事務組合退職手当条例第 10 条第 1 項及び第 3 項の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

第 3 条 第 2 条の規定による改正後の高知縣市町村総合事務組合退職手当条例第 10 条の規定による退職手当は、雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 19 年法律第 30 号）附則第 42 条の規定によりなお従前の例によるものとされた同法第 4 条の規定による改正前の船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）の規定による失業等給付の支給を受ける者に対して支給してはならない。

附 則（平成 20 年 2 月 5 日条例第 2 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 21 年 6 月 3 日条例第 11 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 22 年 2 月 26 日条例第 1 号）

（施行期日）

- この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
（経過措置）
- 第 1 条の規定による改正後の退職手当条例の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、施行日以前の退職に係る退職手当については、なお従前の例によ

る。

附 則（平成 22 年 4 月 12 日条例第 5 号）

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前に高知縣市町村総合事務組合退職手当条例第 2 条第 1 項に規定する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。以下この条において同じ。）であった者であって、退職の日が施行日前であるもの及び施行日の前日において職員であって、施行日以後引き続き職員であるものに対する改正後の同条例第 10 条第 7 項及び第 8 項の規定の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 2 月 24 日条例第 3 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 2 月 28 日条例第 1 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 第 1 条の規定による改正後の高知縣市町村総合事務組合退職手当条例（以下この項において「新退職手当条例」という。）附則第 3 項（新退職手当条例附則第 5 項及び第 12 項においてその例による場合を含む。）及び第 4 項の規定並びに付則第 6 項（同条例付則第 9 項においてその例による場合を含む。）及び第 8 項の適用については、新退職手当条例附則第 3 項中「100分の 87」とあるのは、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては「100分の 98」と、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては「100分の 92」とする。
- 3 第 2 条の規定による改正後の高知縣市町村総合事務組合退職手当条例の一部を改正する条例附則第 2 条第 1 項の規定の適用については、同項中「100分の 87」とあるのは、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては「100分の 98」と、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては「100分の 92」と、「104分の 87」とあるのは、平成 25 年 4 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間においては「104分の 98」と、平成 26 年 4 月 1 日から平成 27 年 3 月 31 日までの間においては「104分の 92」とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正後の高知縣市町村総合事務組合退職手当条例第 6 条の 4 の規定は、この条例の施行の日以後の退職に係る退職手当について適用し、同日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第 2 条 退職職員（退職した高知縣市町村総合事務組合退職手当条例第 2 条第 1 項に規定

する職員（同条第 2 項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。以下同じ。）であって、退職職員が退職の際勤務していた当該地方公共団体の事務を雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 5 条第 1 項に規定する適用事業とみなしたならば雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）第 2 条の規定による改正前の雇用保険法第 6 条第 1 号に掲げる者に該当するものにつき、この条例による改正後の高知縣市町村総合事務組合退職条例（以下「新条例」という。）第 10 条第 5 項又は第 6 項の勤続期間を計算する場合における高知縣市町村総合事務組合退職条例第 7 条の規定の適用については、同条第 1 項中「在職期間」とあるのは「在職期間（雇用保険法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 17 号）の施行の日（以下この項及び次項において「雇用保険法改正法施行日」という。）前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日以後の職員としての引き続いた在職期間）」と、同条第 2 項中「月数」とあるのは「月数（雇用保険法改正法施行日前の在職期間を有する者にあつては、雇用保険法改正法施行日の属する月から退職した日の属する月までの月数（退職した日が雇用保険法改正法施行日前である場合にあつては、零）」とする。

第 3 条 新条例第 10 条第 11 項（第 6 号に係る部分に限り、同条第 15 項において準用する場合を含む。）の規定は、退職職員であって求職活動に伴いこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に同号に規定する行為（当該行為に関し、この条例による改正前の職員の退職手当に関する条例（以下この条及び第 5 条において「旧条例」という。）第 10 条第 11 項第 6 号に掲げる広域求職活動費に相当する退職手当が支給されている場合における当該行為を除く。）をしたもの（施行日前 1 年以内に旧条例第 10 条第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者であって施行日以後に新条例第 10 条第 5 項から第 8 項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となっていないものを除く。）について適用し、退職職員であって施行日前に公共職業安定所の紹介により広範囲の地域にわたる求職活動をしたものに対する広域求職活動費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第 4 条 新条例第 10 条第 15 項において準用する同条第 11 項（第 4 号に係る部分に限る。）の規定は、退職職員であって施行日以後に職業に就いたものについて適用し、退職職員であって施行日前に職業に就いたものに対する職員の退職手当に関する条例第 10 条第 11 項第 4 号に掲げる就業促進手当に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

第 5 条 施行日前に旧条例第 10 条第 5 項又は第 6 項の規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者（施行日以後に新条例第 10 条第 5 項から第 8 項までの規定による退職手当の支給を受けることができる者となった者を除く。）に対する職員の退職手当に関する条例第 10 条第 11 項第 5 号に掲げる移転費に相当する退職手当の支給については、なお従前の例による。

附 則

（施行期日）

第 1 条 この条例は、公布の日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日から適用する。ただし、第 10 条第 11 項第 5 号の改正規定及び附則第 3 条の規定は平成 30 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

第2条 この条例による改正後の高知縣市町村総合事務組合退職手当条例（以下この条及び次条において「新条例」という。）第10条第10項（第2号に係る部分に限り、新条例附則第19項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、退職職員（退職した高知縣市町村総合事務組合退職手当条例第2条第1項に規定する職員（同条第2項の規定により職員とみなされる者を含む。）をいう。次条において同じ。）であって高知縣市町村総合事務組合退職手当条例第10条第1項第2号に規定する所定給付日数から同項に規定する待期日数を減じた日数分の同項の退職手当又は同号の規定の例より雇用保険法（昭和49年法律第116号）の規定を適用した場合におけるその者に係る同号に規定する所定給付日数に相当する日数分も同条第3項の退職手当の支給を受け終わった日が施行日以後であるものについて適用する。

第3条 退職職員であって雇用保険法等の一部を改正する法律（平成29年法律第14号）第4条の規定による改正後の職業安定法（昭和22年法律第141号）（以下この条において「改正後職業安定法」という。）第4条第8項に規定する特定地方公共団体又は改正後職業安定法第18条の2に規定する職業紹介事業者の紹介により職業に就いた者に対する新条例第10条第11項（第5号にかかる部分に限り、高知縣市町村総合事務組合退職手当条例第10条第15項において準用する場合を含む。）の規定は、当該退職職員が当該紹介により職業に就いた日が附則第1条ただし書に規定する規定の施行の日以後である場合に準用する。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。